

No. 1308 (2025. 2. 7)

在職老齢年金制度をめぐる課題

はじめに

I 現状

- 1 制度の概要
- 2 支給停止の仕組み
- 3 歴史
- 4 制度への批判

II 制度見直しの動きと課題

- 1 見直しに向けた課題
- 2 見直しの動き
- 3 制度を見直す方法とその影響

おわりに

キーワード：公的年金、厚生年金、年金制度改革

- 就労する高齢者の給与及び賞与の額と老齢厚生年金の額に応じ、当該年金の一部又は全額が支給停止となる在職老齢年金制度は、近年見直しが検討されている。
- 在職老齢年金制度については、高齢者の就業を阻害している可能性の指摘や、繰下げ受給の選択を妨げているといった批判があり、支給停止となる金額の引上げや制度の廃止が検討されている。
- 一方、制度の見直しに関しては、高所得者の優遇であるといった批判や、現在の支給停止対象者への給付が増加し、年金財政にマイナスの影響を及ぼすとの指摘がある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

社会労働課 ごとう まり 後藤 茉莉

第 1 3 0 8 号

はじめに

在職老齢年金制度¹とは、一定の給与等のある高齢者が受給する老齢厚生年金を減額する制度のことである。すなわち、60歳以上70歳未満の人が会社に勤務し厚生年金保険に加入した場合や、被保険者とならない70歳以上の人が厚生年金保険の適用事業所に勤めた場合に、給与及び賞与の額と老齢厚生年金の額に応じて、当該年金の一部又は全額が支給停止となる²。在職老齢年金制度を単に在職老齢年金と呼ぶこともある。

近年、働く高齢者が増加する中、高齢者の就労を妨げないという観点から在職老齢年金制度の見直しが検討され、平成26(2014)年、令和元(2019)年、令和6(2024)年の財政検証で行われたオプション試算にも含まれている³。一方、制度の廃止に関しては、高所得者の優遇であるといった批判があることや、現在の支給停止対象者への給付が増加し、年金財政にマイナスの影響を及ぼすことから、令和2(2020)年の年金制度改革では、廃止には至らず制度の変更にとどまっている。

本稿では、在職老齢年金制度の概要、課題や近年の見直しの議論について概観する。

I 現状

本章では、在職老齢年金制度及び同制度による支給停止を受けている人数、金額、制度見直しが求められる理由について取り扱う。

1 制度の概要

現在の我が国の公的年金制度は国民皆年金の特徴を持ち、20歳以上60歳未満の全ての人が共通して加入する国民年金と、被用者が加入する厚生年金保険による、いわゆる「2階建て」⁴と呼ばれる構造になっている。給付の観点からは、基礎年金と厚生年金がある⁵。厚生年金加入者が老齢年金を受給する場合は、定額の基礎年金と現役時代の賃金に比例する厚生年金を受給する。

在職老齢年金制度は、就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の老齢厚生年金受給者⁶を対象に、老齢厚生年金の一部(又は全部)を支給停止し、減額して支給する仕組みである。他方、老齢基礎年金については支給停止されない。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和7(2025)年1月28日である。

¹ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第46条

² 「在職中の年金(在職老齢年金制度)」2022.4.1更新. 日本年金機構ウェブサイト <<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/zaishoku/20140421.html>>

³ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—オプション試算結果—」(第21回社会保障審議会年金部会 資料2-1)2014.6.3, pp.11-13. <https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/h26_shisann0.pdf>; 同「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—2019(令和元)年オプション試算結果—」(第9回社会保障審議会年金部会 資料3-1)2019.8.27, pp.16, 20, 23, 24. <<https://www.mhlw.go.jp/content/000701875.pdf>>; 同「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和6(2024)年オプション試算結果—」(第16回社会保障審議会年金部会 資料3-1)2024.7.3, p.25. <<https://www.mhlw.go.jp/content/001270533.pdf>> なお、オプション試算は平成26(2014)年以降の財政検証で行われている(II1(2)で後述)。

⁴ 私的年金(企業年金、個人年金)を合わせれば「3階建て」となる。

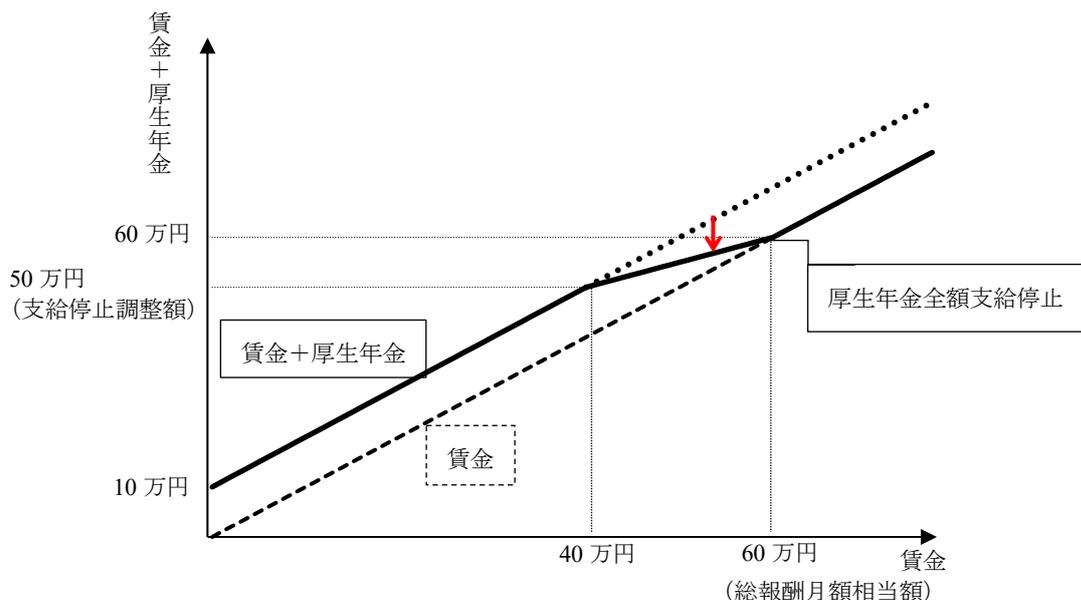
⁵ 給付事由の観点からは、老齢年金のほか、障害年金、遺族年金もある。

⁶ 具体的には、老齢厚生年金受給者のうち、65歳以上の厚生年金保険の被保険者、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は70歳以上の使用される者が対象となる(厚生年金保険法第46条第1項)。

2 支給停止の仕組み

老齢厚生年金の基本月額と賃金（総報酬月額相当額⁷）との合計が 50 万円（令和 6（2024）年度の支給停止調整額）以下の場合、老齢厚生年金は全額支給される。一方、基本月額と総報酬月額相当額との合計が 50 万円を超える場合は「基本月額－（基本月額＋総報酬月額相当額－50 万円）÷2」が支給される（図 1）。したがって、賃金から支給停止調整額を差し引いた額が老齢厚生年金の金額を上回る場合、老齢厚生年金の全額が支給停止となる。

図 1 在職老齢年金制度による減額の仕組み（令和 6 年度・老齢厚生年金が月額 10 万円の場合）



（注）実線は在職老齢年金制度適用後の実際の賃金と厚生年金の合計額を示す。

（出典）厚生労働省年金局「高齢期における年金制度」（第 8 回社会保障審議会年金部会 資料 2）2023.10.24, p.3. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001159933.pdf>> を基に筆者作成。

（1）支給停止調整額の決定方法

支給停止調整額は、名目賃金の変動に応じて改定される。令和 6（2024）年度には、それまでの 48 万円から、賃金上昇を反映して 50 万円に引き上げられた⁸。端数が生じたときは切捨て又は切上げによって 1 万円単位で改定されるため、年金支給額に比べると改定頻度は落ちるが、近年の賃金引上げに伴って令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度は相次いで改定されている⁹。

（2）影響範囲

60～64 歳が対象の在職老齢年金制度（いわゆる「低在老」）と、65 歳以上が対象の在職老齢年金制度（いわゆる「高在老」）とでは、老齢厚生年金が支給停止となる基準額（以下「支給停止調整額」）が異なっていたが、令和 2（2020）年の改正によって低在老の支給停止調整額

⁷ その月の標準報酬月額に、その月以前 1 年間の標準賞与額の合計を 12 で除した額を足した額。

⁸ 厚生労働省「令和 6 年度の年金額改定についてお知らせします」2024.1.19. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001040881.pdf>>

⁹ 中嶋邦夫「在職老齢年金の減額判定基準が月額 50 万円へ引上げ」2024.3.5. ニッセイ基礎研究所ウェブサイト <<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=77773?site=nli>> 令和 4（2022）年度は 47 万円、令和 5（2023）年度は 48 万円、令和 6（2024）年度は 50 万円となっている。

が高在老の支給停止調整額に引き上げる形で揃えられた。老齢厚生年金の原則の支給開始年齢について、男性は令和 7 (2025) 年、女性は令和 12 (2030) 年に 65 歳に引き上げられることが決定しているため、低在老については段階的に対象者の範囲が小さくなる。

在職老齢年金制度によって老齢厚生年金の支給停止を受けている 65 歳以上の人は、令和 4 (2022) 年度末時点で 50 万人である。65 歳以上の在職している老齢厚生年金受給権者 308 万人のうち 16%、65 歳以上の受給権者 2845 万人のうち 1.7%を占めている¹⁰。

3 歴史

本節では、高在老の導入の経緯、その後の制度の見直し等について概観する¹¹。

(1) 在職老齢年金制度の導入

昭和 29 (1954) 年に厚生年金保険法を全面改正した際の考え方としては、老齢年金は被保険者資格の喪失である退職を支給要件としており、在職中の人には老齢年金を支給しない仕組みであった。

昭和 40 (1965) 年改正¹²によって、厚生年金の成熟化の観点から¹³、新たに 65 歳以上の在職者にも支給される年金として、高在老を導入した。支給される年金は、年金額の 2 割が一律に支給停止され、残りの 8 割が支給された¹⁴。支給停止分が 2 割とされたのは、当時の国庫負担分を支給停止とするためである¹⁵。なお、65 歳未満の在職者については、引き続き年金が支給されない制度のままであった。在職老齢年金制度導入の背景には、65 歳以上の労働者はその賃金水準が低いことから、年金を支給することで生活安定を図る趣旨や、自営業者が働いているか否かに関わらず国民年金を受給していることとの均衡を図る意図もあった¹⁶。

(2) 高在老の撤廃と再導入

昭和 60 (1985) 年改正¹⁷では、基礎年金制度の導入と併せて 65 歳以上を厚生年金の被保険者としないうこととしたため¹⁸、65 歳以上は在職老齢年金制度から除外され在職中でも年金が全額

¹⁰ 厚生労働省年金局「在職老齢年金制度について」(第 21 回社会保障審議会年金部会 資料 2) 2024.11.25, p.3. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001337884.pdf>>

¹¹ 本節は、「[年金制度の仕組みと考え方] 第 10 在職老齢年金・在職定時改定」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_010.html> を参考にした。

¹² 厚生年金保険法の一部を改正する法律 (昭和 40 年法律第 104 号)

¹³ 宮地克典「日本における高齢者雇用と公的年金の接続をめぐる一考察—在職老齢年金の史的展開を中心に—」『大阪市立大学経済学会経済学雑誌』120 巻 2 号, 2020.3, p.98. <https://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/il/meta_pub/G0000438repository_24346063-120-2-95> 年金受給者を増やすため、老齢年金受給者の発生をできるだけ早めるため、などの説明がある (曾根田郁夫ほか「厚生年金保険の歩みを語る (第 5 回)」『季刊年金と雇用』6 巻 2 号, 1987.9, p.78; 吉原健二・畑満『日本の公的年金制度史—戦後七〇年・皆年金半世紀—』中央法規出版, 2016, p.64.)。

¹⁴ 加給年金 (老齢厚生年金受給者が配偶者や子を扶養している場合、老齢厚生年金に追加して支給される年金) は減額されずに支給された (客野秀範「老齢年金受給の条件と年金額」『社会保険』16 巻 12 号, 1965.12, p.23.)。

¹⁵ 矢野聡『日本の公的年金政策史—1875~2009—』ミネルヴァ書房, 2012, pp.173-175. 厚生年金は昭和 29 (1954) 年以降定額部分と報酬比例部分の 2 階建てとなり、給付費の 15%が国庫負担とされていたが、昭和 40 (1965) 年改正によって国庫負担が 20%とされた。

¹⁶ 第 48 回国会衆議院社会労働委員会議録第 7 号 昭和 40 年 3 月 17 日 p.34; 山本正淑・船後正道編『厚生年金保険法精解』財務出版, 1966, pp.19-20; 宮地 前掲注(13)

¹⁷ 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号)

¹⁸ 山口年金局年金課長「法改正の基本的考え方と改正内容」『週刊年金実務』611 号, 1985.6.10, p.656.

支給されることとなった¹⁹。

平成 12 (2000) 年改正²⁰では、少子高齢化の進行を踏まえ、年金制度の支え手を増やすという観点から、厚生年金の被保険者の年齢が 65 歳未満から 70 歳未満へと引き上げられ、就労している 60 歳台後半の人についても厚生年金の保険料の負担を求めるとともに、60 歳台後半の在職者の厚生年金支給の停止・一部停止の制度を再度設けた。その際、支給停止調整額は 37 万円²¹とされ、これを超える場合には、賃金と年金の合計額がなだらかに増加する現行に近い制度設計 (図 1 のような支給の仕組み) となった。なお、減額されるのは老齢厚生年金だけで、老齢基礎年金は支給停止の対象外とされた。

平成 16 (2004) 年改正²²では、予想を上回る少子高齢化の進行の中、世代間の公平性や高齢世代内の公平性という観点から、厚生年金の被保険者は 70 歳未満のままとした上で、70 歳以上の被用者にも 60 歳台後半の被用者と同様の在職支給停止の仕組みを導入した²³。

4 制度への批判

本節では、在職老齢年金制度の見直しが求められる主な理由をそれに対する反論と併せて挙げる。

(1) 就業を阻害している可能性がある

在職老齢年金制度が高齢者の就業を阻害している可能性は長く指摘されており、そのことを示す研究結果も積み重ねられてきたが²⁴、現在の緩和された高在老の水準でも就業を阻害しているかについては疑問が呈されている。過去に行われた研究では、令和 2 (2020) 年改正より前の低在老について就労抑制効果が見られる一方で、高在老については就労抑制効果を示す研究は多くない²⁵。

ただし、65 歳以上で在職している年金受給権者の賃金と年金の合計を階級別に見ると (図 2)、高在老の支給停止調整額 (令和 4 (2022) 年度当時で 47 万円) の前後で構成割合の段差ができていたことから、年金制度が労働供給に対して中立でない可能性を示す有識者もいる²⁶。令和 6

¹⁹ 矢野 前掲注(15), p.328.

²⁰ 国民年金法等の一部を改正する法律 (平成 12 年法律第 18 号)

²¹ 平成 10 (1998) 年末時点における、現役男子被保険者のボーナスを含まない平均月収を基にした額。その後、賞与額の高低によって保険料負担に不公平が生ずることを回避するため、平成 15 (2003) 年 4 月に標準賞与額を保険料の賦課対象とする総報酬制が導入された。これに伴って平成 16 (2004) 年 4 月、支給停止調整額は 48 万円に引き上げられた (厚生労働省『令和 4 年版 厚生労働白書』p.287. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/21/dl/zentai.pdf>>; 堀勝洋『年金保険法—基本理論と解釈・判例— 第 5 版』法律文化社, 2022, p.402.)。

²² 国民年金法等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 104 号)

²³ 「在職老齢年金の見直しについて」(第 4 回社会保障審議会年金部会 資料 2) 2011.10.11. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001r5uy-att/2r9852000001r5zo.pdf>>; 矢野 前掲注(15), p.443.

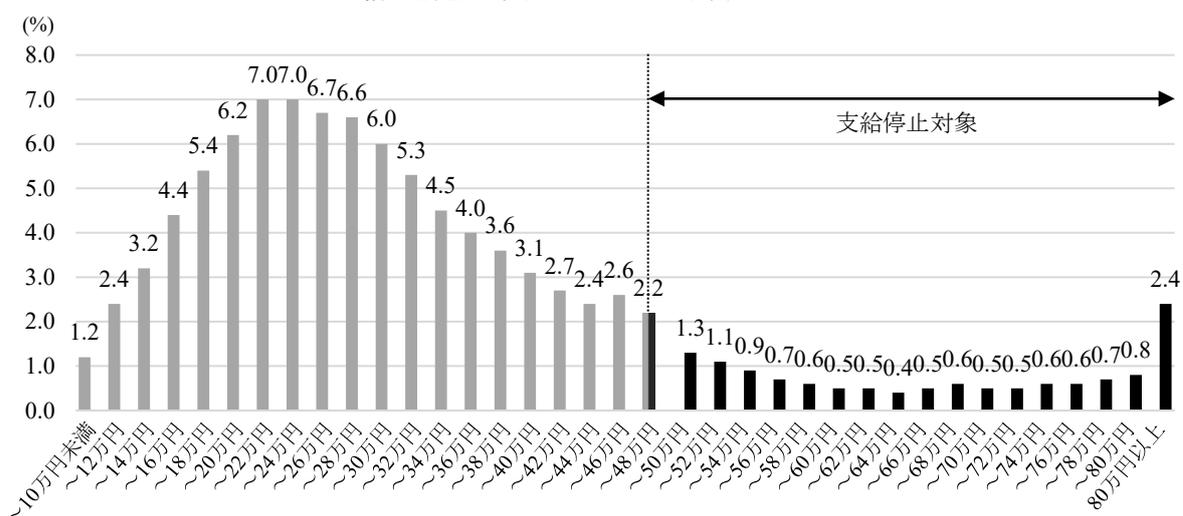
²⁴ 例として、清家篤「年金の収入制限と労働供給」『日本労働協会雑誌』24 巻 9 号, 1982.9, pp.14-24; 岩本康志「在職老齢年金制度と高齢者の就業行動」『季刊社会保障研究』35 巻 4 号, 2000.Spring, pp.364-376. <<https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/14740604.pdf>>; 山田篤裕「高齢者の就業行動: 「60 代の雇用・生活調査 (2014 年)」に基づく分析」『高齢期を中心とした生活・就労の実態調査』(平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学総合研究事業 (政策科学推進研究事業)) 2019. <https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2018/181011/201801019A_upload/201801019A0008.pdf>

²⁵ 神田慶司「在職老齢年金制度の見直しとその影響」『個人金融』15 巻 1 号, 2020.春, pp.41-50. <https://www.yu-cho-f.jp/wp-content/uploads/2020spring_articles05.pdf>

²⁶ 玉木伸介教授 (大妻女子大学短期大学部) の見解 (「第 8 回社会保障審議会年金部会 (議事録)」2023.10.24. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20231024.html>)。

(2024) 年度の年次経済財政報告でも、就業構造基本調査で 60 歳以上の就業調整実施者²⁷が 120 万人に上る背景として、在職老齢年金制度の存在や、社会保険料がかからないようにするため年収を抑えるよう労働時間を調整するいわゆる「年収の壁」が影響している可能性が指摘されている²⁸。

図2 賃金（総報酬月額相当額）と年金の合計の階級別 65 歳以上の在職している年金受給権者の構成割合（令和 4（2022）年度末）



(注 1) 令和 4（2022）年度の支給停止調整額は 47 万円。図中黒のデータが支給停止対象となることを示す。
 (注 2) 支給停止は共済組合等が支給する年金額も含んで判定するが、上記分布の年金額は日本年金機構が支給する分であり、共済組合等が支給する分は含まれていないため、支給停止調整額未満であっても支給停止されている者がいることに留意が必要。
 (出典) 厚生労働省年金局「在職老齢年金制度について」（第 21 回社会保障審議会年金部会 資料 2）2024.11.25, p.3. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001337884.pdf>> を基に筆者作成。

また、制度について「一定以上は働いても収入が増えない」「収入が一定額を超えるとむしろ手取りが減ってしまう」というような誤解をしている高齢者がいる可能性があることも踏まえ、制度自体を廃止すべきであるといった意見や²⁹、働いても年金は削らない制度設計にすることで、「一億総活躍」「全世代型社会保障」を目指そうという政府のメッセージが伝わるとの意見もある³⁰。

(2) 保険事故が発生しても満額支給されないのは不公平である

老齢年金が老齢リスクに備えた保険であると考えられる場合、正規の年金支給開始年齢に達することでリスクが発生したとみなせるところ、保険料を払い続けてきた人がたまたま高齢期に雇用に従事し所得があるという事情により、約束された年齢に老齢年金が減額され、又は停止さ

²⁷ 非正規雇用労働者のうち、「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との質問に「している」と回答した者。
²⁸ 内閣府「令和 6 年度 年次経済財政報告」2024.8, pp.305-310. <<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je24/pdf/p030003.pdf>>
²⁹ 塚崎公義「学者が斬る 視点争点 在職老齢年金制度は廃止せよ」『エコノミスト』4639 号, 2020.2.25, pp.40-41.
³⁰ 小塩隆士「在職老齢年金（年金カット制度）廃止批判を検証する」2019.3.18. 東京財団政策研究所ウェブサイト <<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3043>>

れることは、不公平な措置ともみなせるとの指摘がある³¹。また、アメリカ、ドイツ、フランス等の主要国では、原則の年金支給開始年齢到達以降に年金が減額される制度がないことと比較されることもある³²。

一方で、こうした指摘は、私的保険の「受益に応じて負担し、貢献に応じて給付を受ける」という原則（貢献給付原則）を公的年金保険にも適用するものであるが、生活保障の必要性に応じて所得再分配を行う社会保険は、基本的に「能力に応じて負担し、必要に応じて給付を受ける」という原則が適用されるものであって、全面的に貢献給付原則に従う必要はないとする批判もある³³。あるいは、老齢年金は稼働能力の喪失に備えた保険であるとする場合、在職老齢年金制度による年金の減額や支給停止も容認されるとの見解もある³⁴。

(3) 働き方や収入に中立的でない

前述のとおり、在職老齢年金制度により年金が減額されるのは厚生年金保険の適用事業所で働き、一定程度以上の賃金収入がある者である。同じような収入があっても、自営業、請負契約又は顧問契約で働く者、厚生年金が非適用の事業所に勤務する者等は、就業形態の違いによって在職老齢年金制度の対象にはならず³⁵、また事業所得や資産所得等賃金以外の収入も対象とはならないことから、公平性の問題が指摘されている³⁶。ただし、この問題は年金制度だけで考える限りは解決できないとの意見もある³⁷。

一方、賃金以外の収入が支給停止調整額に考慮されないことについては、厚生年金保険料の賦課対象も賃金、賞与等標準報酬だけであることを反論として挙げるものもある³⁸。

(4) 繰下げ受給を阻害する、繰下げ受給を行っても減額となる可能性がある

個々の高齢者の所得状況や老後の生活設計に応じて受給開始時期を選ぶことができるよう、年金を原則の支給開始年齢である 65 歳で受け取らずに、希望に応じて 66 歳以降 75 歳までの間で繰り下げて受給を開始することで、増額した年金を受け取ることができる制度を設けている。具体的には、老齢基礎年金及び老齢厚生年金³⁹の額に増額率（0.7%×繰り下げた月数）を乗じた額が加算される。

しかし、在職老齢年金制度で支給停止となる部分は、繰下げ受給を行っても増額の対象とならない。このため、年金受給開始を繰り下げて就労した場合、その期間に年金を受給していた

³¹ 岡伸一「高齢者雇用と老齢年金—在職老齢年金関連制度の国際比較から—」『週刊社会保障』3035号、2019.8.26、p.53。

³² 同上、p.49；厚生労働省年金局「高齢期における年金制度」（第8回社会保障審議会年金部会 資料2）2023.10.24、p.13。<<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001159933.pdf>>

³³ 堀勝洋「在職老齢年金制度の趣旨目的及び存在意義」『週刊社会保障』3089号、2020.9.28、p.143。

³⁴ 「経済審議会国民生活文化部会報告書」1999.6。内閣府ウェブサイト <<https://www5.cao.go.jp/99/e/19990629e-kokumin.html>>；「（社説）理にかなっている働く高齢者の年金減額」『日本経済新聞』2019.12.2。

³⁵ 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の整理」2019.12.27、p.11。厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/000581907.pdf>>

³⁶ 永井幸子氏（UAゼンセン副書記長）の見解（「第3回社会保障審議会年金部会議事録」2023.5.8。厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_0508_00001.html>；「第8回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(26)。

³⁷ 社会保障審議会年金部会 前掲注(35)、p.11。

³⁸ 堀 前掲注(33)、p.145。

³⁹ ただし、繰下げ受給した場合でも、加給年金及び振替加算（配偶者（夫）の老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合に、妻が65歳に達したときに、夫の加給年金を妻の老齢基礎年金に振り替えて加算するもの）は繰下げ受給の増額の対象とならない。

ならば在職老齢年金制度により支給されたであろう年金額に増額率を乗じた金額しか加算されず、仮に老齢厚生年金の全額が在職老齢年金制度で支給停止となった場合、繰下げ受給を行っても老齢厚生年金の加算は生じない。これは、在職支給停止を回避することを目的とした繰下げを防ぐためである⁴⁰。

これに対して、65歳以降も年金を受給せずに繰り下げて、退職後に増額した年金を受給するという制度があるにもかかわらず、今後は現役世代並みに働く高齢者が増加すると予測される中、在職老齢年金制度によって、繰下げ受給を活用する機会が失われるケースが増加するとの指摘がある⁴¹。

II 制度見直しの動きと課題

近年、高齢者の就労が一般化しつつある中で、在職老齢年金制度についても見直しを行う動きが高まっている。本章では、見直しに向けた課題と、最近の動きについて扱う。

1 見直しに向けた課題

(1) 高所得者優遇であるとの批判

在職老齢年金制度の廃止や制度の緩和に対して、高所得高齢者への優遇であるとの批判がある。令和2(2020)年改正では、在職老齢年金制度の縮小・廃止によって低中所得者を含めた将来的な年金給付水準が低下するため、社会保障審議会年金部会(以下「年金部会」)でも意見が割れた⁴²。国会の審議でも、年金部会で示された支給停止調整額の引上げの案⁴³について、高所得者優遇であるとして与野党の反発を受けた⁴⁴。

一方、近年高齢者の就労参加が進む中、必ずしも優遇とまでは言えず、在職老齢年金制度が「長く働く高齢者への不合理なペナルティー」⁴⁵となっているとの指摘もある。令和5(2023)年に行われた年金部会⁴⁶でも、高在老を廃止して65歳以上で年収500万円ぐらいの仕事に就いている者の年金額を増やすことについて、従来であれば「高給取り優遇」であるとの批判もあつ

⁴⁰ 「[年金制度の仕組みと考え方] 第11 老齢年金の繰下げ受給と繰上げ受給」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_011.html>

⁴¹ 第212回国会衆議院厚生労働委員会会議録第4号 令和5年12月6日 p.14; 第213回国会参議院厚生労働委員会会議録第13号 令和6年5月14日 p.18; 高橋俊之「年金制度の理念と構造—課題と将来像(第14回)繰下げ受給と在職老齢年金」『週刊年金実務』2553号, 2023.7.24. 日本総研ウェブサイト <<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/14346.pdf>> など。なお、令和4(2022)年度末時点での繰下げ受給の選択者は国民年金受給権者の2.0%、厚生年金保険(第1号)受給権者の1.3%である(「厚生年金保険・国民年金事業年報—結果の概要—令和4年度」pp.18, 37. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpo/2008/dl/gaiyou_r04.pdf>)。

⁴² 「2019年10月9日第11回社会保障審議会年金部会[議事録]」厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204770_00017.html>

⁴³ 支給停止調整額をそれまでの47万円から51万円に引き上げる見直し案が示された(厚生労働省年金局「在職老齢年金制度の見直し」(第14回社会保障審議会年金部会 資料2)2019.11.13, p.4. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000565932.pdf>>)。

⁴⁴ 「くらしナビ・社会保障：在職老齢年金支給の減額緩やかに 就労促す新制度スタート」『毎日新聞』2022.4.14; 「全世代型社会保障 踏み込み不足」『産経新聞』2019.12.20. 例として、第200回国会衆議院厚生労働委員会会議録第6号 令和元年11月22日 p.27; 第201回国会衆議院会議録第18号 令和2年4月14日 p.8など。

⁴⁵ 藤森克彦教授(日本福祉大学)の見解(「高齢社会対策大綱の策定のための検討会(第2回)[議事録]」2024.3.21, p.29. 内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/kourei/taikou-kentoukai/k_2/pdf/gijiroku.pdf>)。

⁴⁶ 「第8回社会保障審議会年金部会(議事録)」前掲注(26)

たが、65歳以降で日本人の平均的な年収ぐらゐを得る者は増えつつあり、世の中の変化を制度の議論に適切に織り込む必要があるとの意見も見られた⁴⁷。様々な制度で高所得の高齢者の負担が引き上げられていることを考慮すると高在老の撤廃が過度な高所得者優遇になるとは考えられず、社会保障全体で高所得の高齢者の給付と負担のバランスを検討すべきとの見解もある⁴⁸。ただし、年金制度が持つ所得再分配の機能の観点から高在老を継続することを求める意見もあった⁴⁹。

(2) 年金財政への影響

65歳以上の在職老齢年金制度によって支給停止されている金額は、平成30(2018)年度末で約4100億円⁵⁰、令和4(2022)年度末で約4500億円⁵¹であつて、廃止した場合、将来のモデル年金⁵²の所得代替率⁵³の低下も見込まれる。

令和6(2024)年7月、財政検証の結果が公表された。オプション試算の一つとして高在老の撤廃が含まれており、労働力の前提を「漸進」、全要素生産性上昇率を0.5%と仮定した「過去30年投影ケース」において、令和9(2027)年度から撤廃をしたと仮定した試算が行われている。高在老を撤廃すると、支給停止分の給付が必要になる。そのため、報酬比例部分の所得代替率は、高在老を維持した場合と比較して0.5ポイントの低下が見込まれており、将来の受給世代の給付水準は低下する。なお、高在老を撤廃した場合の給付増は、2030年度で5200億円、2040年度で6400億円、2060年度で4900億円と見通されている⁵⁴。

2 見直しの動き

本節では、近年行われた見直しを模索する動きを概観する。

(1) 平成26(2014)年財政検証オプション試算

平成26(2014)年に行われた財政検証のオプション試算では、「高齢期の保険料拠出がより年金額に反映する仕組みとした場合」として、廃止した場合の試算が行われた⁵⁵。ただしこの仮

⁴⁷ 玉木伸介教授の見解(同上)。

⁴⁸ 嵩さやか教授(東北大学大学院)の見解(同上)。

⁴⁹ 平田末緒氏(株式会社働きかた研究所)の見解(同上)。

⁵⁰ 厚生労働省年金局「在職老齢年金制度の見直し」(第11回社会保障審議会年金部会 資料1)2019.10.9, p.2. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000555792.pdf>>

⁵¹ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和6(2024)年オプション試算結果—」前掲注(3), p.25.

⁵² 平均的な賃金で40年間厚生年金保険に加入した夫と40年間専業主婦の妻から成る世帯の年金額をいう。

⁵³ 年金を受給し始める時点(新規裁定時)の年金額が、現役世代男子の平均手取り収入額(ボーナス込み)に占める比率として表される。本稿で、単に「所得代替率」とした場合、「モデル年金の所得代替率」を指す。

⁵⁴ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和6(2024)年オプション試算結果—」前掲注(3), p.25. 賃金上昇率により令和6(2024)年度の価格に換算したもの。財政検証とは、公的年金(国民年金及び厚生年金)の財政について、収支の現況とおおむね100年先までの見通しを政府が作成することで、少なくとも5年ごとに行われる。同時に行われたオプション試算では、今後の制度改正のオプションを複数提示し、それが実施されると想定した場合に、将来の給付水準がどう変化するかを示した。オプション試算及び財政検証の詳しい内容については、中里孝「2024年年金財政検証の概要と評価」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1295号, 2024.11.19. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13798205>> を参照。

⁵⁵ 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—オプション試算結果—」前掲注(3), p.12. 当該財政検証を受け、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第114号)が成立した。

定は、65歳以上の就労による保険料拠出と繰下げによる給付増加を試算するための簡便化としての方策であって、直ちに政策として行うということではないとの発言があった⁵⁶。

65歳以降も年齢に関わりなく就労できる機会の拡大を実現する観点から、就労意欲を高めるような制度の見直しとして在職老齢年金制度の見直しについても検討されたが、最終的には、見直しの検討を進める意見があった一方、財政影響を考慮する必要があるとの意見もあるとしてまとめられた⁵⁷。

(2) 令和元（2019）年財政検証オプション試算

より多くの方がこれまでよりも長く多様な形で働くという高齢期の就労状況の変化を年金制度に反映することが重要であるとの考え方の下、令和2（2020）年改正⁵⁸においても、在職中の年金受給の在り方について議論が行われた。

令和元（2019）年に行われたオプション試算では、制度を廃止した場合と、支給停止調整額を47万円から62万円（標準報酬月額の上限と同額）に引き上げた場合の年金財政への影響を試算した。また、検討の過程では、高齢期の就労が多様化する中、高在老の在り方を見直すべきとの意見もあり、支給停止調整額を47万円から51万円⁵⁹に引き上げる見直し案も示された⁶⁰。しかし、見直しに伴う年金財政の悪化によって将来世代の給付水準が低下することへの懸念や、見直しで恩恵を受けるのが高所得者に限られることへの不公平感などに配慮して、令和2（2020）年改正では見直しは行われず、今後とも検討していくべき課題であると整理された⁶¹。

(3) 高齢社会対策大綱での言及

高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として発表する高齢社会対策大綱でも、在職老齢年金制度への言及がある。

平成30（2018）年2月16日に閣議決定された高齢社会対策大綱では、「公的年金制度の安定的運営」の項で、「在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を進める」と述べている⁶²。

一方、令和6（2024）年9月13日に閣議決定された高齢社会対策大綱では、「働き方に中立的な年金制度の構築を目指して、更なる被用者保険の適用拡大等に向けた検討を着実に進める」と記述された⁶³。在職老齢年金制度について明示しなかったことについては、政府として方針

⁵⁶ 山崎教理課長の発言（「第21回社会保障審議会年金部会議事録」2014.6.3. 厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000051470.html>>）。

⁵⁷ 社会保障審議会年金部会「社会保障審議会年金部会における議論の整理」2015.1.21. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000071909.pdf>

⁵⁸ 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）

⁵⁹ 現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）（43.9万円）と、65歳以上の在職受給権者全体の平均年金額（報酬比例部分）（7.1万円）の合計額。

⁶⁰ 厚生労働省年金局 前掲注(43), p.4.

⁶¹ 社会保障審議会年金部会 前掲注(35), p.16; 中嶋 前掲注(9) なお、低在老の支給停止調整額（28万円）を、高在老と同じ調整額（47万円）に引き上げる制度変更が行われた。

⁶² 「高齢社会対策大綱」（平成30年2月16日閣議決定）p.10. 内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/pdf/p_honbun_h29.pdf>

⁶³ 「高齢社会対策大綱」（令和6年9月13日閣議決定）p.10. 内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/taikou/pdf/p_honbun_r06.pdf>

が決まっているものでなく、今後、社会保障審議会で検討が進められることとなっていることを理由に挙げている⁶⁴。なお、当該大綱は令和6（2024）年2月から8月までに8回行われた検討会で取りまとめられた報告書⁶⁵を基にしている。検討会報告書では、「在職老齢年金制度については、高齢期の人の就労意欲への影響も指摘されており、就労促進等の観点からの見直しの検討が必要である。今後、高齢期においても働き続ける人の増加が見込まれる中で、働き方の多様化に応じた年金制度への見直しの検討を進めていくことが必要である」と記述されていた。

3 制度を見直す方法とその影響

制度を見直す方法として、主に制度廃止と支給停止調整額の引上げの2種がある。

在職老齢年金制度の廃止は、年金財政へのマイナスの影響だけでなく、高齢者の労働力率の上昇を通じて保険料収入や経済成長にも寄与することを評価すべきとの見解もある⁶⁶。また、在職老齢年金制度は理不尽な制度であるとの印象が年金制度全体に対する信認を損なっているとの観点を持つべきであるとの指摘もある⁶⁷。

一方で、在職老齢年金制度は廃止すべきであるが、年金財政へのマイナスの影響を考えると、支給停止調整額の引上げも現実的であるといった見解も見られた⁶⁸。日本経済団体連合会の提言でも、「在職老齢年金は将来的に廃止すべき」としつつ、次期制度改正では、年金財政への影響も懸念されることから対象者の縮小にとどめ、令和12（2030）年改正において、制度の効果等を検証した上で、廃止に向けて本格的に検討すべきとしている⁶⁹。

令和6（2024）年11月25日に行われた年金部会では、見直しの方向性として、①在職老齢年金制度の撤廃、②支給停止調整額を71万円に引上げ、③支給停止調整額を62万円に引上げ、の3案が示された⁷⁰（次ページ表参照）。

②支給停止調整額を71万円に引き上げる案は、同一企業における勤続年数の長い労働者が、現役期に近い働き方を続けた場合の賃金（61.7万円⁷¹）に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入（9.7万円⁷²）を得ても支給停止とならないようにするとの考え方に基づく。こ

⁶⁴ 内閣府政策統括官（共生・共助担当）付高齢社会対策担当「新たな「高齢社会対策大綱」の案に関する意見募集の結果について」2024.9.13, p.4. <https://www8.cao.go.jp/kourei/public_comment/pdf/r06_0905-result.pdf> この記述について、在職老齢年金制度の見直しも含めた記述とするものもあれば、検討会報告書では在職老齢年金制度の見直し検討が盛り込まれたが、大綱への直接的な明記は避けたとするものもある（「75歳以上医療費3割負担の拡大検討 高齢大綱6年ぶり改定」『日本経済新聞』（電子版）2024.9.13. <<https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUA12B0F0S4A910C2000000>>; 「75歳以上、「医療費3割」拡大検討＝高齢社会対策大綱を決定一政府」2024.9.13. 時事通信ニュースウェブサイト <<https://sp.m.jiji.com/article/show/3337149>>）。

⁶⁵ 高齢社会対策大綱の策定のための検討会「高齢社会対策大綱の策定のための検討会報告書」2024.8.5. 内閣府ウェブサイト <https://www8.cao.go.jp/kourei/taikou-kentoukai/pdf/houkoku_r06.pdf>

⁶⁶ 駒村康平教授（慶應義塾大学）の見解（「第8回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(26)）。

⁶⁷ 権丈善一教授（慶應義塾大学）及び玉木伸介教授の見解（「第21回社会保障審議会年金部会（議事録）」2024.11.25. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20241202.html>）。

⁶⁸ 堀有喜衣氏（労働政策研究・研修機構）の見解（「第16回社会保障審議会年金部会（議事録）」2024.7.3. 厚生労働省ウェブサイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20240807.html>）。

⁶⁹ 日本経済団体連合会「次期年金制度改正に向けた基本的見解」2024.9.30, p.9. <<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/064.html>>

⁷⁰ 厚生労働省年金局 前掲注(10), p.9.

⁷¹ 勤続年数25年以上の一般労働者のボーナス含む賃金月額58.3万円（厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」を基に作成された額）に令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの名目賃金変動率（現行の支給停止調整額の改定に用いたもの）を反映した額。

⁷² 厚生年金加入期間25年以上の者の報酬比例部分の年金額9.1万円（令和4（2022）年度末時点）に令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの名目賃金変動率を反映した額。

の場合、支給停止となる対象者は約 23 万人⁷³、支給停止額は約 1600 億円で、所得代替率は 0.3 ポイントの低下が見込まれる。

③支給停止調整額を 62 万円に引き上げる案は、平均的な収入を得る 50 歳代の労働者が、60 歳代で賃金の低下を経ることなく働き続けた場合の賃金（52 万円⁷⁴）に加え、年金収入（9.7 万円）を得ても支給停止とならないようにするとの考え方に基づく。この場合、支給停止となる対象者は約 30 万人、支給停止額は約 2900 億円で、所得代替率は 0.2 ポイントの低下が見込まれる。

表 第 21 回社会保障審議会で提示された見直しの案

	見直しの案	考え方	支給停止対象者	支給停止額	所得代替率への影響
①	在職老齢年金制度の撤廃	保険料の拠出に見合う給付を行う年金制度の原則を重視する。	-	-	-0.5 ポイント
②	支給停止調整額を 71 万円に引き上げる	同一企業における勤続年数の長い労働者が、現役期に近い働き方を続けた場合の賃金（61.7 万円）に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入（9.7 万円）を得ても支給停止とならないようにする。	約 23 万人	約 1600 億円	-0.3 ポイント
③	支給停止調整額を 62 万円に引き上げる	平均的な収入を得る 50 歳代の労働者が、60 歳代で賃金の低下を経ることなく働き続けた場合の賃金（52 万円）に加え、年金収入（9.7 万円）を得ても支給停止とならないようにする。	約 30 万人	約 2900 億円	-0.2 ポイント
現行制度	支給停止調整額は 50 万円（令和 6（2024）年度）	男子厚生年金被保険者の賃金を基に設定し、賃金変動に応じて毎年度改定する。	約 50 万人	約 4500 億円	-

（注）支給停止対象者数及び支給停止額は財政検証のデータと同じ時点である令和 4（2022）年度ベースの支給停止調整額（案②：67 万円、案③：58 万円、現行制度：47 万円）を基に算出した令和 4（2022）年度末の数値。

（出典）厚生労働省年金局「在職老齢年金制度について」（第 21 回社会保障審議会年金部会 資料 2）2024.11.25, p.9. <<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001337884.pdf>> を基に筆者作成。

委員の多くは、制度の縮小又は撤廃を行うとの方向性に賛成し、将来的な廃止を見据えた意見も複数見られた⁷⁵。

在職老齢年金制度の見直しを踏まえて、税制見直しの検討も進められている。年金と給与の両方を受け取る場合、給与所得控除と公的年金等控除の二つを収入から差し引くことができることについて、同じ年収で給与だけを受け取る場合と比べて税負担の差があることが指摘され

⁷³ 支給停止対象者数及び支給停止額は財政検証のデータと同じ時点である令和 4（2022）年度ベースの支給停止調整額（案 2：67 万円、案 3：58 万円）を基に算出した令和 4（2022）年度末の数値。

⁷⁴ 50 歳代の一般労働者のボーナス含む賃金月額 49.1 万円（厚生労働省「令和 4 年賃金構造基本統計調査」を基に作成された額）に令和 4（2022）年度から令和 6（2024）年度までの名目賃金変動率を反映した額。

⁷⁵ 例として、島村暁代教授（立教大学）、駒村康平教授、出口博基氏（日本経済団体連合会）（「第 21 回社会保障審議会年金部会（議事録）」前掲注(67)）。

ていた。このため、令和 7（2025）年度の与党税制改正大綱では、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を 280 万円とする方針を示した。同大綱では、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえて令和 8（2026）年度の税制改正による実現の方向性が示されている⁷⁶。

おわりに

本稿では、在職老齢年金制度について、制度の概要や課題、近年の見直しの議論を概観した。

在職老齢年金制度は、年金制度や財政状況の変化に伴って制度の廃止や復活が行われており、近年も制度の見直しが行われている。在職老齢年金制度に対しては高齢者の就労を阻害している可能性が指摘されているだけでなく、多様な働き方に中立でない、繰下げ受給の選択を前提としていない、といった批判がある。一方、制度廃止に際しては、高所得者優遇である、必要となる給付が増加し、年金財政にマイナスの影響があるといった反対意見がある。

就業する高齢者が増加することに伴い、在職老齢年金制度の妥当性に対して疑問を呈する声が大きくなっている。一方で、単純な撤廃は年金財政に及ぼす影響も大きい。制度の見直しや存続の検討に当たっては、その影響の多面性を踏まえた議論が必要となろう。

⁷⁶ 自由民主党・公明党「令和 7 年度税制改正大綱」2024.12.20, p.12. <https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisi_2025.pdf>; 「働く高齢者 控除 280 万円に」『日本経済新聞』2024.12.12.